

鹿児島県宿泊施設の認証取得促進事業 F A Q (補助金ver.)

令和4年6月24日更新

No.		問	答
1	新	制度の趣旨 本事業の目的は。	新型コロナウイルス感染拡大防止と経済の両立のため、県が適切な感染防止対策の講じられた宿泊施設を認証することにより、これらの施設の利用促進を図るとともに、認証の取得又は維持に係る費用を支援するものです。
2	新	制度の趣旨 本事業の補助対象期間が「令和3年12月29日から」となっているのは何故か。	令和3年度に「宿泊施設感染防止対策等支援事業」において、令和3年12月28日までに実施された感染防止対策について支援を行ったことから、 <u>新型コロナウイルス感染拡大に伴い経常的に発生している感染防止対策のための経費を、切れ目なく支援するため、このような対象期間の設定をしています。</u>
3	新	制度の趣旨 認証施設でないと、感染防止対策支援の補助は受けられないのか。	<u>本事業では、認証を取得された事業者又は取得に向けて申請をしている事業者が対象となります。</u>
4	新	制度の趣旨 認証を受けようとする施設は、どの時点で補助金を申請できるのか。	認証への申請と同時又は認証の申請の後に、補助金の申請をお願いします。認証の申請より先に補助金の申請が来た場合は受理できません。
5	新	制度の趣旨 令和3年度に購入（外注）したものがあがるが、申請は可能か。	令和3年12月29日以降のものは、対象となります。ただし、昨年度別事業で申請し、補助金を受けているものは対象外となります。
6	新	制度の趣旨 期間内の対象経費をまとめて1回の申請しかできないのか。	1事業者（施設）あたり、1回の申請となります。（複数回の申請はできません。）
7	新	制度の趣旨 交付申請期間に受け付けたものを、申請受付期間終了後にまとめて交付決定・補助金の支払いを行うのか。	交付申請があったものを随時審査し、交付決定・支払いを行っていく予定です。
8	新	制度の趣旨 申請をする場合は、物品購入後に行わなければならないのか。	そのとおりです。申請前までに、購入（外注等）し、かつ同日までに納品（外注にあっては履行完了）及び支払いが完了している必要があります。
9	新	対象施設 法人所在地は県外だが、宿泊施設の所在地が鹿児島県内であれば対象となるか。	施設の所在地が鹿児島県内であれば対象となります。
10	新	対象施設 1つの法人が複数施設を持っている場合の取扱いはどうなるのか。	1施設当たり1回の申請となるため、施設毎の申請が可能です。
11	新	対象施設 本館と別館とで2棟あるが、補助対象は2施設と考えてよいか。	旅館業法上の許可の単位で判断することとなります。
12	新	対象施設 施設内（敷地内）に食事処を設置しているが、そこでの取組は補助対象となるか。	利用者が宿泊客に限られる飲食会場や宴会場に係る経費は対象となりますが、宿泊客以外のお客様も利用できる飲食会場や宴会場は本事業の対象外です。 なお、宿泊客以外のお客様も利用できる食事処、レストラン等に係る経費は、別途、「第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業」（申請期間：令和4年5月上旬頃～令和4年12月予定）で支援制度を設けています。 第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業ページ https://www.pref.kagoshima.jp/af01/ninshoinshokutenshien.html

鹿児島県宿泊施設の認証取得促進事業 F A Q (補助金ver.)

令和4年6月24日更新

No.		問	答
13	新	対象施設 旅館業営業許可証の住所や宿名が古いままであるが、このまま提出してよいか。	旅館業法営業許可証に記載されている宿泊施設の名称や住所等の情報が現在のものと相違している場合は、保健所で記載内容の変更手続きを行い、「記載事項変更届の写し」を添付してください。
14	新	対象施設 まだ旅館業法上の許可を受けていないが、補助対象事業者に該当するののか。	補助対象事業者は、旅館業法上の許可を受け、県内で旅館業を営む事業者である必要があります。また、補助対象事業は、「許可を受けた日以降に実施した取組」ですのでご注意ください。(許可を受ける前の「開業準備に関する取組」は補助対象外です。)
15	新	対象施設 旅館業法上の許可を受け、県内で旅館業を営んでいたが今後、旅館業を廃業して別の業態に転換しようとしている場合でも補助対象事業者に該当するののか。	この補助制度は、宿泊事業者による感染拡大防止策または新たな需要に対応するための取組を支援することを目的としています。このため、旅館業を廃業予定の場合は制度の趣旨から補助対象事業者には該当しません。
16	新	対象施設 令和3年度に県が実施した事業で補助金をもらっている。 今回の事業を活用して、別の取組を実施したいと考えているが、そういった施設も対象となるののか。	今回の事業については、以前別の事業で補助金を受けている施設であっても対象となります。ただし、国又は県、市町村で過去に補助金をもらっている同一の実施内容(重複)での申請はできません。
17	新	対象施設 大企業でも補助金の申請はできるか。	今回の補助金は、大企業・中小企業の区別はなく、申請することが可能です。
18	新	対象施設 自治体の指定管理施設は申請できるか。	自治体の施設の指定管理者についても、旅館業法の許可を有している場合には対象となります。 ただし、補助対象事業等については、指定管理者(民間)の自主的な取組であり、協定書に基づき自治体の予算から支払われる指定管理料(管理運営費)や施設本来の使用料・利用料収入等が充てられていない取組とします。
19	新	対象施設 本事業における風営法施設営業事業者の取扱いは。	風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者は対象外です。 また、現状風営法による4号営業の要件に合致しているにも関わらず、許可を受けていない施設についても、対象外となります。なお、後からその事実が判明した場合は、補助金返還の対象となります。 また、本事業で設備を導入したことにより、風営法による4号営業の要件に合致する施設となる場合についても補助対象外となりますので、ご注意ください。
20	新	対象期間 補助対象期間の令和3年12月29日以降について、何をもって判断するののか。	令和3年12月29日以降に購入(外注等)を行ったものが対象となります。 (納品書、レシート、領収書等により確認します。)
21	新	提出書類 「県税に未納がない」ことを証明する証明書の有効期限はあるか。	申請日から3ヶ月以内のものの提出をお願いします。
22	新	提出書類 補助金申請に付ける領収書は、明細も必要か。	詳細が確認できない領収書等の場合、明細(納品書等)も併せて提出をお願いします。
23	新	対象事業 外注費の消毒作業、清掃作業の中で抗菌作業は認められるののか。	抗菌作業は、新型コロナウイルスに対する効果が検証されていないことから対象外としています。
24	新	対象事業 ハンドドライヤーを取り外し、トイレ用ペーパータオルを設置したが、対象となるか。	対象となります。
25	新	対象事業 使い捨てアメニティ用品で、ひげそりなども対象となるか。	対象となります。

鹿児島県宿泊施設の認証取得促進事業 F A Q (補助金ver.)

令和4年6月24日更新

No.		問	答
26	新	対象事業 網戸は消耗品だが、網戸の枠がない場合、網戸枠の設置は対象となるか。	対象となります。
27	新	対象事業 空調設備は対象となるか。	換気機能のあるものであれば、対象となります。
28	新	対象事業 ユニフォームのクリーニングは対象となっているが、シーツ、タオル等も含めて対象となるか。	ユニフォームや衣服のこまめな洗濯は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」においても、感染防止対策として必要であるとしていますので、対象となります。 リネン類（シーツやタオル等）については、 <u>抗ウイルス加工を施しているものであれば対象とします。</u>
29	新	対象事業 従業員が普段使用する控室等についても、感染対策に資する物品購入（外注）等は対象になるか。	対象となります。
30	新	対象事業 消毒液については、高濃度エタノール製品(60%以上)等を含むと条件があるが、濃度の単位が●%でない場合の取扱いは。	エタノール濃度が60%表示ではなく、体積や質量、質量対体積で表記がある場合があります。この場合の基準は以下のとおりとします。 (1)体積 : 60.0vol% (2)質量 : 52.1w/w% (3)質量対体積 : 47.5w/v%
31	新	対象事業 エタノール濃度が60%未満又はエタノールが含まれていない消毒液や洗浄剤について、界面活性剤が入っている場合は対象となるか。	界面活性剤がエタノールの代わりに入っている場合も、対象となり得ます。 ただし、経済産業省HP「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤及び次亜塩素酸水を公表します(最終回)」を御参照ください。 なお、上記以外の消毒液や洗浄剤についても、関係書類の提出により、感染防止に関する有効性が認められる場合は対象となります。(事前に御相談ください。)
32	新	対象事業 エアコンの清掃作業は対象となるか。	換気機能付きのエアコンで、新型コロナウイルス感染防止対策として、換気機能の低下を防ぐための清掃であれば、対象となります。 ただし、例年行っている定期的な清掃ではなく、感染防止策としての「かかり増し分」が対象となります。
33	新	対象事業 エアコンのフィルターのみの購入は対象となるか。	換気機能付きのエアコンで、新型コロナウイルス感染防止対策として、換気機能の低下を防ぐためにフィルターの交換をするのであれば、対象となります。
34	新	対象事業 コピー用紙は対象となるか。	対象となり得ます。 ただし、経常経費としての購入ではなく、「宿泊者にチェックシートの記載を求めており、コピー用紙の消費が著しい」など、感染防止対策に資する「かかり増し分」を対象とします。
35	新	対象事業 エアコンや空気清浄機のフィルターののみを購入する場合も対象となるか。	条件に当てはまる機器のフィルターであれば、対象となり得ます。 ・エアコン 換気機能が付いている ・空気清浄機 HEPAフィルターによるろ過式で風量5m ³ /分程度以上
36	新	対象事業 消毒剤を空間噴霧する装置は対象になるか。	厚生労働省の見解に基づき、対象外としています。 (厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
37	新	対象事業 物品等の購入において、ポイント払いは対象になるか。	ポイント払いは対象になりません。 その他、以下の取引方法や支払い方法は対象外とします。 (取引方法) ・中古品、個人間売買、オークション (支払い方法) ・外国通貨、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券、手形 ・相殺による決済